トップコミットメント サステナビリティマネジメント 特集 環境 社会 ガバナンス ESGデータ集

労働安全衛生の推進



マテリアリティの中長期ビジョン

		リスク	機会	対応の方向性
長	:期	数の増加など、従業員の心身の健康阻害による	●安全で安心な職場作り、心身の健康促進による事業の安定性確保●感染症防止などの対策による従業員の健康と仕事の両立	●従業員が安全かつ心身ともに健康的に働ける職場環境の整備

		外部環境	ステークホルダーのニーズや期待	中期目標
	中期	●メンタル疾患、生活習慣病罹患者の増加●世界規模での感染症の脅威	●環境、年齢、生活などの変化に応じた従業員へのサポート●感染防止対策の徹底●事業継続の要請	●環境の変化によるメンタル疾患を防止し、従業員の心身の健康を維持する●全社の安全衛生マネジメントシステムならびに安全関連法令管理の推進

マテリアリティの2020年度目標と実績

○:計画通り △:遅れあり

主な取り組み内容	2020年度目標	指標	2020年度実績	自己評価
安全な職場づくり	安全な職場づくり施策の継続	全災害度数(※)	0.30	

※:延べ100万労働時間あたりの休業・不休災害件数

基本的な考え方

三菱自動車は、従業員の安全と健康の確保は企業活動の基盤と考え、「全社安全衛生管理方針」を定めて、構内協力事業場も含め、継続して対策に取り組んでいます。

基本方針

- 1. 「安全は全てに優先する」との認識の下、全社一体となって、職場における危険・有害要因を排除するためにPDCA各々のプロセスを重視した活動を推進し、各々の活動において確認・フォロー・改善を連続的かつ継続的に実施する。
- 2. トップ以下管理監督者は、安全衛生の確保は経営の基盤であることを認識し、自らの職責として安全衛生管理の施策を徹底するとともに、「不安全行動は絶対にしない、させない、見逃さない」という厳しい姿勢と思いやりの中で規律ある職場風土の確立に努める。また、配下社員との常日頃からの本音の対話を通じて何でも言いあえる、風通しの良い、職場風土づくりに取組み、安全衛生意識の高揚に努める。
- 3. 社員一人ひとりは、「自分の身は自分で守る」ために安全の基本ルール・行動を遵守し、「決めたこと・決められたことは必ず守る」との強い意志と三菱自動車で働く仲間全員一丸となって安全衛生活動に取り組むことにより「健康で災害のない職場づくり」に努める。
- 4. 全社一体となって、「クリーンで快適な職場環境づくり」を推進し、疾病の予防と社員一人ひとりの健康・体力づくりを推進する。
- 5. 安全衛生マネジメントは、三菱自動車安全衛生マネジメントシステムに則り推進する。

マネジメント体制

担当役員、各事業所のトップおよび労働組合代表で構成する「中央生産委員会」(年1回開催)において、労働安全、交通安全、自然災害への備え、健康管理などの課題の活動状況を評価のうえ、翌年の安全衛生に関する数値目標を設定し、重点施策を決めて目標達成に取り組んでいます。

また、労働災害などが発生の都度、執行役社長をはじめ 幹部へ状況を報告し、指示事項について対応しています。

安全な職場づくりの取り組み

すべての従業員が安心して仕事に専念できるよう、安心で 安全な職場の実現に向け活動を進めています。特に、労働 災害の約8割を占める生産現場では、災害を未然に防止す るため、従業員全員の活動として不安全な状態・行動の洗 い出しを行い、改善につなげています。また、事業所幹部や 職場の管理監督者による職場相互の安全点検を行い、日 頃気づかない危険要因の洗い出しや、従業員一人ひとりか らの改善要望を取り入れるなどして、安心して働ける職場づ くりに取り組んでいます。さらに、危険に対する感度を上げ るため、各事業所では「安全道場」を設置し、全従業員を対 象に挟まれ、巻き込まれ、切創、転倒などの状況を肌で感じ 取る体感訓練を行っています。2020年度は1,550人が訓 練に参加しました。

また、転倒防止にあたっては、高年齢者を対象に転倒防止靴を一部導入、構内段差筒所を改善、講演会開催や資

特集

料配布などの啓発活動を実施しています。

2020年度の1日以上の休業をともなう労働災害発生件数は0件であったものの、災害度数率は0.30であり、自動車産業平均度数率の0.46を下回っているものの、目標値0.26を達成することはできませんでした。災害の原因は依然不安全状態が大半を占めており、2021年度については、なぜ災害ポテンシャルが洗い出しできなかったかを分析し対策につなげることなど、改めて、不安全状態撲滅に向けた災害ポテンシャルの洗い出し、危険予知能力の向上、設備の本質安全化について、全社で足並みをそろえて、取り組んでいます。

安全関連法令の遵守評価において、当社ではチェックリストを用いて各職場の自主点検と他職場による相互確認を行い、また、2020年度からは今まで実施していないテクニカルセンターやパーツセンターの確認も実施し、法令遵守の徹底を図っています。また、海外工場では、ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド(MMTh)、ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション(MMPC)、ミツビシ・モーターズ・クラマ・ユダ・インドネシア(MMKI)の遵守評価を実施しており、今後、他の拠点にも展開していきます。

▶DATA(P121): 災害度数率(災害発生頻度)

心身の健康づくりへの取り組み

従業員の心身の健康維持・増進を目的とし、生活習慣病の改善指導とメンタルヘルス対策を重点施策として取り組んでいます。

病欠の半数以上をメンタル疾患が占めることから、メンタルヘルス対策を全社の重要課題と定め、「心の健康プログラム」として社外EAP(※)を導入し、個人の悩み相談やメンタルヘルス教育、職場改善のための支援プログラムに取り組んでいます。

メンタル疾患による新規の病欠者数は、2020年度は前年度比27%減となりましたが、依然悩みの原因の約8割が仕事であることから、引き続き個人に対するケアとともに職場でのラインケアや職場環境改善を目的に、疾患予防に重点を置いています。

年1回実施しているストレスチェックでは、評価結果から高いストレスが推定される従業員に対して、産業医やカウンセラーが面談を行っています。産業医面談については、その目的や秘匿が守られることを説明し、積極的に受けるよう呼びかけ、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応につなげています。また、職場ごとにストレス度を評価し、職場のコミュニケーション向上を目的とした研修や、職場環境改善プログラムを継続実施しています。

また、個人の相談については、社外カウンセラーによる面談のほか、弁護士などの専門家にも相談できる窓口を設置 し悩みを相談しやすい環境づくりに努めています。

※: Employee Assistance Programの略称。組織的なメンタルヘルス対策や個別の心身の健康相談ならびにコンプライアンスなど、個人や職場の健康増進を向上させる従業員支援プログラム

新型コロナウイルス感染症への対応

三菱自動車は、新型コロナウイルス感染症拡大により 様々な影響を受ける中、事業の継続と従業員の健康が最優 先課題と認識し、組織横断的な体制のもと、対策を講じ取 り組んでいます。

当社はタイムリーな情報共有とスピーディーな意思決定のため、執行役社長をはじめ、役員・本部長、国内外主要拠点リーダーなどで構成する「新型コロナウイルス対策会合」を2020年2月に設置しました。本会合では、各部門から最新情報を集約し、感染拡大による生産・サプライヤーを含む調達・販売への影響、関係会社の状況、従業員の健康を守る対応策などについて組織横断的な報告・協議を行いました。政府の動向をはじめ国内外の状況をキャッチアップしながら速やかに対策を講じています。

具体的な取り組み

- 共用部分の日常消毒
- ・生産ラインへの遮蔽カーテ ンの設置
- ・社員・来客の検温実施
- ・フェイスガードの作成
- ・食堂への遮蔽板の設置 など



食堂の遮蔽板 (水島製作所)





喫食エリアでの着座履歴を把握しやすくするため、 机にナンバーを貼り付け(岡崎製作所)

▶ 次ページへ

前ページへ 4 79

感染防止,感染拡大防止

従業員の健康を守るために、感染防止・感染拡大防止 について全従業員に周知しました。

- 感染防止・感染拡大防止についての注意喚起や、体調 不良および感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応 要領
- 現場や事務所におけるソーシャルディスタンス、検温、食 堂の対応など出勤時の全事業所統一ルール
- 従業員の海外出張および海外からの出張に関して、厚生 労働省の入国時検疫強化内容、全世界の感染症危険レベルなどの注意事項

感染拡大防止に向けた在宅勤務の実施

2020年2月下旬に在宅勤務などの実施に関する基本方針を全従業員に通知しました。

- 在宅勤務の上限時間を従来の80時間/月から160時間 /月まで引き上げるなど規則を緩和
- 公共交通機関利用者で感染リスクが高いと懸念される従業員や持病などで感染時に重症化の恐れのある従業員に対して在宅勤務を推奨

また、本社 (東京都) をはじめ各都道府県の状況に合わせて、各地区において勤務従業員の在宅勤務率は一定の水準を保つよう管理しています。

さらに、効率的な在宅勤務に向けたIT環境整備にも迅速に取り組みました。

労使関係

三菱自動車は、世界人権宣言やOECD多国籍企業行動指針および国連グローバル・コンパクトの基本原則を支持し、従業員に対して労働基本権を保障しています。また、労使協約において、組合が労働三権(団結権、団体交渉権、団体行動権)を保有することを認めると定めています。

2021年4月現在、当社労働組合には12,718人が加入しており、これは役員・管理職を除く従業員の99%にあたります。

労使の対話状況

労使協議の場として、労使協議会や団体交渉を定期的 に開催し、労働条件や労働環境などの課題について情報共 有を図り、労使一体となって課題解決にあたっています。

2020年度は本社・労働組合本部間で計57回の協議を 実施しました。そのほか、各地区においても事業所・労働 組合支部間で多数の協議を実施しています。

また、大きな労働条件の改定などの重要なテーマについては「労使専門委員会」を組織し、十分な検討・協議を経て決定しています。

海外拠点においても各国の労働法制に則り、労働組合と 良好な労使関係の構築に努めています。